

# 熊本県立大学後援会キャンパス活動支援事業実施要項

## (目的)

第1条 熊本県立大学後援会キャンパス活動支援事業（以下「事業」という。）は、熊本県立大学（以下「本学」という。）学生の学習・生活環境の改善や大学生生活の活性化を図ることを目的とする。

## (助成の対象)

第2条 助成の対象は、本学学生が自主的に取り組み、後援会会長（以下「会長」という。）が適当と認める活動であって、その活動に要する経費とする。但し、授業の一環としてなされる活動には助成しないものとする。

## (助成額の上限)

第3条 一活動あたりの助成金の額は原則 10 万円以内とし、予算の範囲内とする。バス等借上については実費額とし、学生個人に係る交通費については、実費の2分の1以内（一人当たり1万2千円を上限とする。）、宿泊費については食費を除く実費の範囲内（一人当たり3千円を上限とする。）とする。

## (実施計画書)

第4条 助成を受けようとする者（複数の場合はその代表者。以下「申請者」という。）は、活動日の1ヶ月前までに実施計画書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

## (助成の決定)

第5条 会長は、前条の申請があった場合において、適宜審査後決定し、申請者に決定通知書（別記第2号様式）を送付する。

なお、不採択となった場合も、その旨申請者に不採択通知書（別記第3号様式）を送付する。

## (助成金の支払方法)

第6条 助成金の交付は精算払いとし、バス等借り上げ費用にあつては事業者、その他の費用にあつては前条の規定により決定通知を受けて活動を行う者（以下「活動者」という。）に支払うこととする。

なお、会長が特に必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

## (実績報告の提出)

第7条 活動者は、活動終了後、速やかに、領収書または支払を証する書類及び活動写真等を添付して実績報告書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。

## (交付額の決定)

第8条 会長は、前条の報告書に基づき、交付額を決定し、活動者に交付額決定通知書（別記第5号様式）を送付する。

2 前項の交付額の決定に際しては、活動目的外または助成対象外に支出されたと判断される経費については減額するものとする。

3 交付決定額が概算払い額を上回る場合は、活動者が提出する請求書により差額を交付する。交付決定額が概算払い額を下回る場合は、活動者は差額を会長に返還しなければならない。

## (精算額の支給)

第9条 前条により交付額が決定次第、会長は、速やかに活動者に精算額を支給しなければならない。

## 附 則

この要項は、平成27年11月1日から施行する。